

前回会議からの修正点について

《基本計画素案の概要》

| 該当箇所 前回会議時点の内容 | 修正内容 |
|---|---|
| 「消費者教育推進計画」の【意義】 「被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者」 | ○次のように修正。 「被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者、 加害者にならない消費者 を育成する」 【修正理由】 ・「被害に遭わない」だけでなく、「加害者にならない」消費者の育成も消費者教育の意義に含まれることを明記する。 |
| 「消費者教育推進計画」の【意義】 「よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者」 | ○次のように修正。 「 主体的に「消費者市民社会」の形成に参画する重要性に対する理解・関心を深める (※「消費者市民社会」…消費者が自らの消費行動が社会経済情勢・地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、公正・持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会)」 【修正理由】 ・消費者教育推進法に定められた「消費者市民社会」の定義を示すとともに、めざす社会を明確にする。 |

《基本計画素案》

| ページ | 該当箇所 前回会議時点の内容 | 修正内容 |
|-----|----------------------------|--|
| 38 | 注釈部分 「消費者団体」についての注釈のみ記載 | ○「消費者団体」に加え、「適格消費者団体」・「特定適格消費者団体」についての注釈を追記。 【修正理由】 ・消費者団体との連携には、「適格消費者団体」や「特定適格消費者団体」との連携も含まれることを明確にするため。 |

| ページ | 該当箇所 | 修正内容 |
|-----|--|---|
| | 前回会議時点の内容 | |
| 67 | 小学校における教育内容の例 (家庭科) | <p>○次のように修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること ・自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること <p>【修正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校家庭科の学習指導要領の例として、「身近な消費生活と環境」に含まれる項目を明確にするため。 |
| | ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること | |
| 73 | 地域における担い手 (【主な取組】に新たに追記) | <p>○【主な取組】として次の内容を追記。</p> <p>●消費者教育の担い手育成 消費者教育・啓発活動や見守り活動を担う人材を育成し、地域における消費者教育の充実を図ります。</p> <p>【修正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における消費者教育を推進するために、その担い手となる人材の育成を行うことを明確にするため。 |
| | | |
| 74 | 計画の推進体制の整備 (推進体制の図に新たに追記) | <p>○推進体制の図に、「地域における消費者教育の担い手」の育成・連携を追記。</p> <p>【修正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育を推進するに当たり、地域における担い手の育成・連携が重要であることを明示するため。 |
| | | |